

# 第3回 環境・労務委員会

開催 令和 2年 11月 25日 (水)

## 1.VOCアドバイザー制度

- ・資本金 3億円以下または従業員数 300人以下でVOCを取り扱う企業を対象に現場でVOC簡易測定、工程の改善、原材料の転換、回収・処理装置の設置、融資制度の紹介等の助言をする。
- ・詳細は東京都環境局の下記ホームページをご覧ください。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/voc/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/voc/index.html)

## 2.「給与等実態調査」の回収結果

期間：10/1(木)～30(金)

対象：抽出 33社

回答社数：100社 (回答率 30.2%)

結果発表：機関紙「東京の印刷」1月号に掲載予定

## 3.幸せな働き方改革セミナー Step4「就業規則整備」の開催結果

日時：令和 2年 10月 19日 (月) 17:00～ 19:30

場所：日本印刷会館 2階会議室

講師：菊池加奈子氏 (特定社会保険労務士、(株)ワーク・イノベーション代表取締役)

参加者：13社 13名、ほかZOOMで 7社 7名

## 4.講習会のオンライン開催における料金規定

下記の料金の 5から 8の項目が追加承認されました。

	項目	料金(税込)	支払いの流れ
1	講師謝金	100,000 円	開催工組→講師
2	講習会受講料	工組による	受講者→開催工組
3	テキスト代(送料別)	3,300 円×受講者数	開催工組→東印工組
4	登録料	22,000 円 (GP 認定工場は無料)	受講者→東印工組
5	会議室使用料 (東印工組会議室を使用する場合)	4 時間以下：8,500 円 4 時間以上：14,000 円	開催工組→東印工組
6	開催代行料(ZOOM ホストの代行)	5,000 円	
7	講師食事代	1,000 円	
8	交通費・宿泊費	なし	—

## 5.幸せな働き方改革セミナー Step5「人事考課・給与規定の整備」

日時：令和 3年 2月 10日 (水) 14:00～ 16:30

場所：日本印刷会館 2階会議室

講師：津留慶幸氏 (特定社会保険労務士、(株)プライムコンサルタント)

受講料：無料

## 6.働き方を実現する「就業規則」作成・改定セミナー

～モデル就業規則を活用した職場環境の見直し～

日時：令和 3年 3月 11日 (木) 17:00～ 19:30

場所：日本印刷会館 2階会議室

講師：小倉絵里氏 (特定社会保険労務士、(株)GIMS)

受講料：無料

自社にあった必要最小限の項目のみ記載し、入れてはいけない必要のない項目を極力入れないようにする。

## 7. 知らなかったでは済まされない働き方改革 労働法と労働基準法改正セミナー(令和2年度版)

主催：全日本印刷工業組合連合会

日時：2月～3月ごろ

開催方法：YoutubeでのLive配信

講師小倉絵里氏(特定社会保険労務士、(株)GIMS)

受講料：無料

## 8. 排出物共同回収処理システムについて

### ・交渉中の回収条件

1. 無料回収を維持する場合には、分別された上質が100Kg以上あること。
2. 回収日は回収業者と調整し、月の回収頻度を減少させること。
3. 上質紙・コート紙物・禁忌品などの分別を徹底すること。

業者側の廃紙回収のコスト高による無料回収を維持するための条件が執行部と協議されてきましたが、上記3項目を許諾せざるをえないようです。業者から1円でも貰っていただければいいのですが、無料か有料だと産業廃棄物として業者との契約とマニフェストの提出が義務付けられるようです。

## 9. フロン排出抑制法に基づく機器の点検について

- ・冷却器等に使用されている代替フロンはオゾン層破壊はないが、地球温暖化に多大な悪影響を及ぼすため、平成27年4月1日より法律が施行された。
- ・すべての冷却装置(クーラー、チラー)の銘板を確認し、下記の定格出力を超えた機器は点検と業者による漏洩量の算定・報告が義務付けられる。

# 実施ポイント

※1

## 機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせして下さい。

※2

## フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} = (\text{充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO<sub>2</sub>-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

### フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、 以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… 50万円以下の罰金  
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合… 10万円以下の過料

#### 10. 障害者の法定雇用率の引き上げ

- ・全従業員(会社全体の従業員数)、パートでも1年以上雇用の従業員の総数が43.5人以上の会社には、障害者の雇用率が2.3%に引き上げられます。  
令和3年3月1日から施行されます。

#### 11. 改正高年齢者雇用安定法の施行

- ・令和3年4月より65歳までの雇用義務、70歳までの就業確保努力義務が法制化されます。
- ・1ヶ月以内に高年齢者(45歳以上)を5人以上解雇等の離職する場合、ハローワークに多数離職届を提出しなければならない。

#### 12. 育児・介護休業法施行規則等の改正

- ・令和3年1月1日より1日単位の休暇が時間単位で取れるようになります。
- ・就業規則等の改定を急ぐことと、この下にある育児・介護休業法の後方の頁に有る例文のような自分の会社にあった文面にして社労士などに相談してください。